

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和元年9月10日（火）午前10時～午前11時07分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 堀 巖 副委員長 鬼頭博和 委員 片岡健一郎
委員 水野忠三 委員 宮川 隆 委員 伊藤隆信
委員 木村冬樹

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 伊藤新治、同統括主査 加藤淳、協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 小崎尚美、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、福祉課長 富邦也、同統括主査 大島富美、同統括主査 小南友彦、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原咲子、同主幹 中野高歳、同統括主査 高橋善美、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 長瀬信子、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、同統括主査 浅田正弘、維持管理課長 高橋太、上下水道課長 秋田伸裕、同統括主査 大橋透、消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティーセンター長 伊藤真澄、同主幹 川松元包、同統括主査 林英嗣、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 竹井鉄次、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛

事務局出席 議会事務局統括主査 寺澤顕、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

| 議案番号 | 事件名 | 採決結果 |
|--------|---------------------------------------------------|--------------|
| 議案第55号 | 地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | 賛成多数 原案可決 |
| 議案第56号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第57号 | 尾張都市計画川井野寄工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第58号 | 岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について | 継続審査 |
| 議案第59号 | 岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |

| 議案番号 | 事件名 | 採決結果 |
|----------|------------------------------------------------------|--------------|
| 議案第 64 号 | 岩倉市水道事業給水条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第 65 号 | 岩倉市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第 66 号 | 岩倉市消防団条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |

◎委員長（堀 巖君） 定刻になりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は、議案8件であります。

審査に入る前に、当局から御挨拶をいただきたいと思っております。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、おはようございます。

今回の委員会には、会計年度任用職員の給与の関係等の条例制定のほか8件の議案の審議をお願いしております。関係職員も出席をしておりますので、積極的に御質問・御意見等をいただきながら、また慎重に、かつ慎重な御審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎委員長（堀 巖君） ありがとうございます。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 議案に入ります前に、議案質疑において会計年度任用職員関連の規則を提示してほしいというお話がありました。現時点においてまだ規則が制定しておりませんので、今後、3件の規則の制定を予定しております。それぞれの規則について、規定予定の事項について、別紙のとおり資料の提出をさせていただきましたので、少し御説明をさせていただきます。

それでは、総務・産業建設常任委員会提出資料をごらんください。

規則において規定予定の事項というところで、まず1番目は地方公務員法第22条の2第1項を第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則において規定予定の事項というところで、(1)については、条例第4条第1項に規定している別表第2、等級別の基準職務表に掲げる職務と同程度の職務などについて規定をするものです。(2)としましては、職務別に基礎号給及び上限の号給を定め、職員となった者の号給等について規定をするものです。(3)では、経験年数を有する者の号給を上げることができる規定など、ここに並べてあります10個の規定について、今後規定をしていく予定をしております。

次に真ん中です。

地方公務員法第22の2第1項第1号の会計年度任用職員の勤務、休暇等に関する規則において規定予定の事項になります。(1)が1週間の勤務時間についての規定、(2)が週休日や勤務時間の割り振りについての規定など、ここに並べてあります7つの項目について規定をしていく予定です。

最後、3つ目ですが、岩倉市職員の条件つき採用の期間の延長に関する規則において規定予定の事項につきましては、地方公務員法の改定に伴い、職

員の条件つき採用の期間の延長についての規則委任について規定するものです。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

◎委員長（堀 巖君） 多分、今のところが議案の質疑にかかわってくるころだというふうに思いますけれども、それでは早速、議案の審査に入りたいと思います。

議案第55号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略ということなので、当局の説明を省略して直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 今回の条例の一番基礎となるところが、給与表に基づく任用職員の給与体系のあり方というところだと思うんですけども、そもそも、今、市が使っている給与表自体が勧告を受けて、またラスパイレスの関係でいって、ちょっと抑制ぎみな傾向があるように、違いましたっけ。もともと違うわけですね。じゃあ済みません。

じゃあちょっと変えてお聞きします。

現在、一般の労働環境というのが売り手市場の状況にあります。その中で、質のよい職員をいかに確保するかというのが今後の課題になってくると思うんですけども、今回のこの体系の中で示された条例の中で、一定市が必要とする質の確保が担保されるとお考えなんですか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今の一定人材の確保というか、そういう御質問でいただきました。

このたび会計年度任用職員を任用していくに当たりまして、当然地方公務員法に規定する職務均衡の原則とかを守っていかなきゃいけないというところがございますが、会計年度任用職員につきましては非常勤職員ということで、このたびパートタイムのほうで規定をさせていただいておりまして、我々常勤職員とは、仕事の内容とか役割的などころは一応異なるというところ、あくまでも補助的な職務に位置づけられるということがございますので、現在、任用させていただいています嘱託職員とかパート職員につきましては、来年の4月1日以降の会計年度任用職員制度が始まった段階では、一定任用のほうは選考とかをしていきながらという形になると思うんですが、一定募集をして応募していただいて、選考のほう、採用のほうはしていき

いと考えております。

今後、質の確保ということでございますが、今回、広くホームページとかで募集して、市内だけに限らず市外の方にも、そういうようなことで周知のほうを図っていきたいと考えておりますので、一定その募集が集まった段階で、いろいろな方というか、そういう人材の方が集まるということを想定しておりますので、そういう形で今後もやっていきたいと考えております。

◎委員（片岡健一郎君） 今の質疑にちょっと関連しますけれども、この制度、施行されてからのコストアップの話なんですけれども、以前の御説明では6,000万円ほどコストアップが見込まれるという答弁だったかと思えます。

今、答弁のほうで、今は補助的なお仕事をお願いしているというふうな回答がありましたけれども、この4月1日以降、そのまま補助という形の業務内容になるのか、内容的にはもう少し仕事の内容が変わってくるのか、いろんなことを今まで任せていないものを任せていくのか、そういった方向性というのがどのようにお考えかお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 会計年度任用職員制度が始まって、これまでパート職員とか嘱託職員にお任せしていたお仕事の内容が、新しい制度が始まったということで新しくつくっていくかといったら、今のところは、これまでの仕事をそのまま引き継いでいただいて、補助的な役割どころが多いというところがございますので、引き続き会計年度任用職員制度の中でそういう形で制度をつくって、引き続きその職員として任用していきたいと考えておるところでございます。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の議案質疑の中で、さまざまことが明らかになったというふうに思っています。

現状では、現行いる非常勤職員を会計年度任用職員に移行していくということを当面考えているということであるというふうに思いますし、移行に当たっては、例えば年収のレベルで見ると給与が下がる人はいない、むしろ上がる人が期末手当等で年収としては上がっていくというようなお話で、先ほど片岡委員が言ったような人件費の分で増加があるということだというふうに思います。

それで、補助的な職務ということで、仕事内容は変わらないものの、いわゆる服務規程といいますかそういったところが課せられていくというふうに思うんですけど、そういった内容について少し説明をいただきたいなというふうに思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 服務規程なんですけど、このたびパート職員と嘱託職員、令和2年4月1日から地方公務員法上の一般職員という

ことで会計年度任用職員という職ができ上がったものですから、実はその法の適用を受けるという形になります。これまでも、パート職員については一般職とか、嘱託職員については特別職という形で、市の要綱等でそういう定めもしてありました。今回は、このたびは法律でしっかりと定められているということで、課せられるサービスの義務ということで、法律上は7点ございます。それぞれのサービスの根本基準、サービスの宣誓、あと上司の命令に従う義務、あと信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、あと政治的行為の制限、あと最後に争議行為の禁止、この7点が新たに4月1日から任用させていただく会計年度任用職員に課せられるサービス義務という形になります。よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

そういったサービス規程が適用されるということで、一定の責任といいますか、一般の職員と変わらないようなそういった責任、職責をということだというふうに思います。

それで、当初この制度を発足するに当たって、一般質問等でも聞いたというふうに思いますけど、いわゆる嘱託職員のうちの支援員だとか、あるいは相談員といった役割を持った人たちが、一般の職員と同じような時間帯に働いて、また市民等の対応だとか相談なんかがありますよね。そういった場合に、時間をかなりオーバーして働いているような実態があるんじゃないかということで、そういうことに対して、この会計年度任用職員の制度がそれをクリアしていくものになるのではないかなというふうにやりとりをしたというふうに思っています。

それで、具体的に嘱託職員の報酬というのがどういうふうになっていくのかというところを、ちょっと漠とした質問ですけど、例えば時間外が、時間外勤務だとか報酬が使われる、そういう規定がされていますけど、具体的にどういうふうな報酬に変わっていくのかなあ、どういう働き方に変わっていくのかなあというところが少し気になる場所なんですけど、ちょっと漠とした質問で申しわけありませんけど、嘱託職員の報酬の中身というのはどうなっていくのかというところについて、少し説明をお願いしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 嘱託職員の報酬がどうなっていくかということでの御質問でよろしかったですかね。

ごめんなさい、先ほどの質問の御回答で、追加で少し補足させていただきたいんですが、サービスの義務で7点あるということで、もう一点、営利企業の従事制限というものがございまして、こちらは国のマニュアルでいくと、国

の制度でいくと、フルタイムの会計年度任用職員にはかかるんですが、このたび本市で任用のほうを予定しているパートタイムのほうにはその制限はかかってきませんので、済みません、少し補足ということで追加で御説明させていただきます。

今、嘱託の報酬についてということでございます。

条例のほうで一定報酬のほうは月額か時間額か2つの形でお支払いするということで、ベースのほうは時間額のほうで考えておるところでございます。条例の中で報酬表というのが定めさせていただいておりまして、それを規則で職務ごとに基礎俸号給というものと、あとその上限の号給というのも定めさせていただく予定でございます。

議案質疑のほうで総務部長からも答弁があったと思うんですが、これまで嘱託職員については、月額でお支払いのほうさせていただいておりまして、それを年収ベースで見て、年収ベースの金額というのは当然初年度確保というか、それを下回らないような措置をとらせていただきたいなあと考えておるところでございます。

また、月額、月払っているお給料と別に、期末手当というものを6月期と12月期に年2回お支払いするという形になります。そちらのほうも含めまして、年収ベースで少し担保をさせていただきまして、制度が始まった以降は、嘱託職員の職はそのまま、会計年度任用職員に移るものについては移させていただいて、お支払いのほうはしていきたいなあと考えておるところでございます。以上でございます。お願いします。

あと、時間外勤務につきましては、時間外勤務とか休日勤務、夜間勤務というのも条例上のほうは規定をさせていただいております。当然、時間外勤務につきましては、正規の勤務時間として定められた時間以外に勤務することが命じられた場合、時間外勤務に係る報酬ということでお支払いのほうをしていきたいと考えております。あと休日勤務につきましても、その祝日とか年末年始の休日に勤務することを命ぜられた場合に、その分の賃金をお支払いするというのと、夜間勤務は想定のほうはしていないんですが、午後10時から翌日の午前5時までに勤務することを命ぜられた場合は、割り増しというか、そういうものもお支払いをしていきたいなあと考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

嘱託職員の分も、これまで月額で決められていた分以外にも時間外なんか想定されるんじゃないかなあというふうに思っていますので、一定払われるということで確認をさせていただきました。

それで、いわゆる移行に当たっては、時間額での支払いをベースで考えていくという答弁だったと思いますので、これまで月額だった人もそういう形に変わっていくという、そういう考えで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 時間額がベースになるということですが、当然月額でお支払いする方もございます。その方につきましては、勤務時間が著しく流動的というか、決まらないというような方もお見えになるかもしれないというところで、1日当たり、1週間当たりの勤務時間が具体的に規定することが困難な職があった場合は、月額のほうのほうでお支払いしていくという形になります。よろしくお祈いします。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑いいですか。

◎副委員長（鬼頭博和君） 済みません。説明資料のほうで職務の報酬表の1級と2級というのが今分かれてついているんですけども、この説明のほうでは、1級は定型的な業務を行う職務、2級が高度な知識また経験を必要とする業務を行う職務というふうに書いてあるんですけども、もう少し具体的にちょっとお話していただきたいなと思います。よろしくお祈いします。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、1級と2級ということで御質問をいただきました。こちらのほう、正規職員の給料表をベースにしまして、正規職員の場合は1級から8級までございまして、そのうちの1級と2級のみを会計年度任用職員のほうでは想定しておりまして、1級のほうは、今委員さんおっしゃいました定型的な業務を行う職務ということで、想定のほうは、例えば市役所内で働いていただいている事務補助のパート職員とか、その辺の方を想定をさせていただいております。2級のほうにつきましては、高度な知識または経験を必要とする業務を行う職務ということで、こちらのほうは、パート職員の中でも、例えば学校の講師とかそういう職種がございまして、そちらのほうにつきましては、一定資格とかそういうものが必要でということ、高度な知識等も必要ということ、そちらのほうは2級のほうに定めていきたいなあと考えておるところでございます。よろしくお祈いします。

◎副委員長（鬼頭博和君） わかりました。

2級のほうはちょっと高度なということで資格を有しているという形で理解しておけば大丈夫でしょうか。資格のほうがあるというような形の方という。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 基本的にはそういう形になると思うんですけど、全てが全てそういうことではなくて、あくまでも高度な知識を有

しているというような形で規定のほうしていきたいと考えております。

◎委員長（堀 巖君） ちょっと私から質問ですけれども、今、現行のパート職員の数、それからその方たちが今勤務時間で週に何時間勤務しているパート職員の方が何人いてというそういうことと、あとそれがこの会計年度任用職員になったときに、その人数の割合は大幅に変わる予定があるのかなのか、その3点をお願いいたしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、パート職員の人数ということで、ことしの4月1日現在でそれぞれ職種いろいろございますが、合計で326人の方を雇用させていただいております。今委員長さんから御質問いただきましたその時間別の人数とかというものは、済みません、少し集計のほうはしていないんですが、それを正規職員換算をさせていただくと、それを正規換算ということでフルタイムに置きかえた場合に何人かということ、済みません、こちらの30年度のデータで申しわけないんですが、174人という形になっております。あと、移行後、その時間とかが変わるのかということ、原則今の勤務時間をベースに勘案していきたいなあと考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。

議員間討議をする必要はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） ないですね。

では、議員間討議も省略いたします。

次に議案に対する討論に入ります。

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） なしということで、討論はないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第55号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 全員賛成であります。

採決の結果、議案第55号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略と声がありました。

省略ということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 当局の説明を省略して、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この条例は、会計年度任用職員の制度が始まるに当たって、関係する条例を全て見直して整理をしていくという形になっていると思います。いろいろなものから、いろいろな制度の中から、会計年度任用職員を除くというような形になってくるのかなあというふうに思っているところです。

それで、本会議でもお聞きしたんですけど、この第6条によるところで、どうしてもはっきりしないまま議決していいのかという思いがありますので、いわゆる市民の中のここに該当している者、区長さんだとか区長代理者、環境委員といったところの、別の形で支給していくというものについて、ちょっとイメージができるようなものがあれば示していただきたいなというふうに思うんですが、今のところ全く何もわからないということなんでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） これは、本会議の中で総務部長も回答されておりますが、今回、これらの職につきましては、地方公務員法及び地方自治法が一部改正される中で、区長さんですとか区長代理さんが非常勤特別職ではないというところで国が示しているものです。これまで区長さんたちには報酬として支払ってきましたが、これから区長さんたちの労働対価というのはどういった部分ではかれないというところもあると思っていますので、そういったことも含め、考慮しながら、今後これらの方の位置づけのほうは検討していきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） その考え方の基本としては、今示している額を下回るような形ではないような形での報酬は出していくという、そういう基本でよろしいでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 基本的に、今でもなかなか安いと、もう少しといったような話も聞いていますので、それを下回ることはできないだろうと思っていますので、今の課長答弁でもございましたけれども、少し近隣等

も見ながら、どのような悩みを抱えているということを聞いておりますので、少し整理をしながら位置づけていきたい。また額も検討していきたいと思うんですが、額については一定現行は参考にする基準になるだろうなあというふうに考えております。

◎委員長（堀 巖君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。

議員間討議も省略してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 議員間討議を終結いたしまして、討論に入ります。反対討論、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第56号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第56号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号「尾張都市計画川井野寄工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略という声がありましたので省略いたします。

省略をし、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 済みません、一点だけ確認をお願いします。

第4条の2項でございます。前号の建築物に附属するものという一文がございますが、この内容についてもう少し詳しくお聞かせ願いたいんですが、例えばですけれども寮とか、工場に附属する寮、そこにお住まいになるというような、そういうものもこの附属するものに含まれるかどうか確認をお願いします。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） 第4条の第1項第2号の前号の建築

物に附属するものというのは、想定するものは工場に附属するものということで、車庫とかそういったものを想定しております。

◎委員（片岡健一郎君） となりますと、今の質問させていただいた寮とかは建築していいのか悪いのかという質問。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） 寮という住まいですね。そちらのほうは建築してはならないということになります。

◎委員（木村冬樹君） 同じく第4条ですけど、説明資料の中では主な制定内容2というところで、第4条関係の説明がされています。それで、周辺環境を害するおそれ、悪臭、騒音等のある工場等を除くということで書かれていますので、そういう内容だというふうに思うんですけど、1号のア、イ、ウと具体的に書かれているものについて、どういう内容のものを指しているのか、少し具体的に説明をしていただきたいと思います。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） 第4条第1項第1号のアですね。法別表第2（ぬ）の項ということで、こちらのほうは市街化区域内の商業地域内に建築してはならない建築物ということで、その中で、魚粉とかフェザーミール、鳥などの羽毛を乾燥させてつくった飼料等、飼料や有機肥料として活用されるもの、あと肉骨粉などを原料とする飼料の製造工場、あと羽や毛の洗浄、染色、漂白工場、あとセメントを原動機を使用して袋詰めする工場や、あと岩石、コンクリート、ガラスを粉砕する工場といったものを商業地域内で建築してはならないというもので、そういったものも除外しているところになります。

また、そのアのところにあります同表（る）項第1号というところは、市街化区域内の準工業地域内で制限しているものとなりまして、それも制限するというので、こちらのほうは火薬類、マッチ、可燃性ガス、液化ガスの製造や肥料の製造、アスファルトの精製、セメントや石こうなどの製造というもの、こういったものが環境に影響を及ぼすものですので、工場として除いております。

あと、イに掲げています法別表第2（る）項第2号、こちらのほうも先ほどの（る）項の第1号と一緒に、市街化区域内の準工業地域内で建築してはならないものになりまして、そういったものになります。

あと、ウは産業廃棄物処理場及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集、運搬及び処分の用に供するものというものは制限して、こちらのほうは建築してはならないということで条例で定めさせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

非常に公害を発生しないということで、重要な規定だというふうに思っ

いるところですので、厳格な適用でお願いしたいと思います。

それで、本会議でも少し議論になりました12条の罰則の関係ですが、私はそういった点では罰則は厳しいほうがいいなというふうに思っていますけど、ただ、答弁の中では県の関係の対応もあるということだもんですから、この罰則規定をあえて入れたという、そういうものの思いというか考えはどういうものなんでしょうか。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） こちらの罰則規定を入れた件に関しては、地区計画で定められた内容を実現する手段として、都市計画法第58条の2で定めているところだと届出勧告制度の運用だけにとどまりますけれども、この条例でこの方法は、違反した方に是正命令、罰則までは課されないというところにとまっているんですけども、条例によってこういったものを制定すると罰則を規定するということができますので、よりこの地区計画に定められた内容を実現するための担保として、そういったものも規定して、地区計画ができるようにということで決めました。

◎委員（水野忠三君） ちょっと突然で申しわけないですけど、関連で御質問させていただきたいと思います。

条例案で7条1項で、建築物の敷地面積が3,000平方メートル以上ということで、比較的規模があるものだと思うんですが、その罰則が、先ほどのお話があったその12条で、一番最初で20万円以下の罰金というふうに書かれてあるんですが、一般論として、その敷地面積が3,000平方メートル以上のお話をやるときに、その罰金が20万円で抑止効果がどの程度あるのかということをし、安過ぎる、高過ぎるとかそういうことになってしまうと思うんですが、その抑止効果がどの程度あるのかということをお伺いしたいと思います。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） この罰則の金額20万円が、抑止効果がどの程度あるかということところはちょっとわかりかねるところでございますけれども、こちらのほうは、建築基準法第107条の罰則規定に基づいて50万円以下の罰金を科する旨の規定することができるというのに基づいて規定をしております、その規定を踏まえて、岩倉市でもう一つ地区計画があります尾張都市計画旭町一丁目地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例にあわせて20万円というふうな罰則金をこちらで規定させていただいたところになります。

◎委員（水野忠三君） それで、あと12条については、2項で故意によるものであるときはというふうに書いてあるので、1項の部分というのは、故意だけではなくて過失の場合も含むのかということを一応確認をしておき

たいと思います。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） 過失の場合も含むということになります。

◎委員長（堀 巖君） ほかに質疑よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。

議員間討議は必要ですか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略という声がありましたので省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論もないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第57号「尾張都市計画川井野寄工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第57号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

ここで、委員長より提案があります。

この議案については、一括改正という手法を用いてほかの条例もあわせて改正があります。それぞれが単独で上がってきた場合には、それぞれの委員会にまたがる議案でもあります。という意味をもって、この議案については、連合審査会での審議をしてはどうかというふうに提案をいたしますが、皆さんの御意見をいただきたいというふうに思います。

〔発言する者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 異議なしということでしたので、そのように認め、連合審査会で審議をするということに決しました。

連合審査会の開催につきましては、委員長より、厚生・文教常任委員会の委員長のほうに申し入れをさせていただきます。厚生・文教、あしたの委員会において連合審査会を開催することを御了承いただいて、委員長間で日程

調整を行って直ちに皆様に通知をさせていただきますので、よろしくお願いたします。予定では19日ということで予定をしていますが、また正式には通知をいたしたいというふうに思います。

これまでのことについて御意見はいいですか。

〔「こういうのって議運は関係ないね」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 議運は関係ないです、これは。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 特にないようですので、この58号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」は、後日の連合審査会を経て、またその後、採決については総務委員会で採決することになりますので、また連合審査会の後に総務委員会を開催したいと思いますので御了承願いたいというふうに思います。

続きまして、議案第59号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略というお声がありましたので省略させていただきます。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議も省略いたします。

討論も質疑もないので、省略いたします。

直ちに採決に入ります。

議案第59号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第59号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略と声がありました。

省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議及び討論も省略となります。

直ちに採決に入ります。

議案第64号「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第64号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号「岩倉市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略という声が上がりました。

省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議及び討論も省略いたします。

直ちに採決に入ります。

議案第65号「岩倉市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第65号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号「岩倉市消防団条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略ということで進めます。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 念のための確認なんですけれども、今回、成年被後見人及び被保佐人に該当する者を削って、団員として不相当と認められる者ということで規定を加えられているわけなんですけれども、消防団の場合の、いわゆる国籍条項とか他のことについてはどのように考えられておられるのか。例えば、消防団というものに対して、地域にお住まいの外国籍の方についてどのように考えるかということをお伺いしたいと思います。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） ただいまありましたとおり、外国人も含めて欠格条項についての規定が、今回改正により削ります成年被後見人及び保佐人以外のところが明確になっていましてので、運用としましては、消防組織法と、あと国の準則に基づいて運用するものと理解していました。ただ、ここまで外国人を消防団員として任用したという実績もございませんでしたけれども、実際、時代が変わって、国の過去示した国籍条項も、運用上少なからずの自治体が外国人を登用するというふうに時が移り変わってきているというのも認識しておりますので、もしもそういう判断を迫られる機会がございましたら、個別に判断するものと認識しております。

◎委員（水野忠三君） ちなみにお伺いをしたいのは、例えば警察官など、例として妥当かどうかわかりませんが、警察官のように武器といいますかそういうものを携行するものは、やはり日本国民に限るというふうに考えますし、消防関係でいわゆる公安といいますか、治安といいますか、そういうものにかかわるところが出てくると思いますので、その議論は慎重であるべきだというふうに考えます。

実際、今、消防団員になる場合には、区長さん等から推薦を受ける等というのを仄聞しておりますけれども、実際には今どのような形で、要するに全く1人の個人の方が消防団員になりたいといきなり言っていきなりなれるかどうかということ、実際の運用等も含めて御確認したいと思います。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今ありましたところにつきましては、公権力の行使ということになると思います。消防が果たすべき任務のところにも公権力の行使に当たる部分があるので、自治体によっては、消防職員を除いた中で制限を緩和するというような自治体もあるようです。

それから消防団につきましては、そういった活動以外のところ、例えば被災時におけます避難誘導ですとか情報伝達というところの任務などに限定す

ることを誓約書で書面に残す自治体、それから例えば機能別消防団員という形で活動を制限するという範囲内で任用するという自治体があるようですので、今後につきましては、そういう先進都市を参考にしていきたいというふうに考えております。

◎委員（水野忠三君） 消防の実際の今出席されている方は消防長でよろしいですか。実際に岩倉市で消防団員になりたいというふうになった場合に、区長等の推薦という話が実務上あるかと思えますけれども、その点についてちょっとお伺いをしたいと思えます。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 区長からいただく推薦の部分と、先ほどありました国籍の関係性という御質問でよろしかったでしょうか。

◎委員長（堀 巖君） さっきの質問で、例えば個人でなりたいたってなれるものかというところにはちょっと明確に答えられていないので、そのことも含めてお願いします。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 区長推薦をいただくことになっていきますので、ここの推薦をいただくところで、そういった外国人と公権力の行使という留意すべき事項について確認をとりながら、区長から推薦をいただくことになると思っております。

◎委員（宮川 隆君） 済みません。先ほどの水野委員の答弁に対してちょっと確認でお聞きしたいんですけれども、個別案件で考えて、他市の状況を見た上で個別案件で考えたいというような答弁だったと思うんですけれども、やはり公権力の行使というものがついてくる以上は、もう少し広い範囲で総合的に見る必要があるのかなあと感じました。その上で、先ほど言われた個別案件として扱うという、その意味がいまいち理解できなかったもので、その辺の解釈を教えてください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 先ほど答弁させていただいたとおり、現状の消防団条例では消防団員となれない、欠格条項についての規定が明らかになっていないというところから、今回、組織法、それから準則等に基づいて規定をさせていただくものであります。

今ありましたとおり、外国人についてはここで規定はできませんので、そのことと、それから過去からの経緯によって、自治体の運用解釈が変化している部分もありますので、規定することがふさわしいのか、それから先ほどお答えさせていただいたように区長推薦というものを一つの選考というか、判断をする機会としながら運用していくのがいいのかを含めて、常に研究してまいりたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でもお聞きしました、今回はその欠格条項か

ら削除されるものがあるということにあわせて、不相当と認められる者というものを明確化したという改正内容であります。

それで、3つ目の6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者というところが、少しどういう判断をしたらいいのかなあというところがありました。本会議でも、ここも含めて御答弁いただきましたが、過去にも例があって、年度途中で退団したということだというふうに思いません。しかし、消防団の消防団員の確保というのは、次々に手を挙げる人がいるという状況じゃないわけですよ。区長さんたちも探すのに苦労しているという状況がある中で、こういった(3)の規定に該当した場合に、直ちに退団しなきゃいけないというような、そういうことなのかどうかというところが、少し運用上のところで気になるところで、どのように考えられているのでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 本会議でも消防長から答弁させていただきましたとおり、過去、数は少ないんですけども実績としてはございました。ただ、今ありましたように、規定に基づいて検討をすることなく事務処理をしたというわけではございませんで、本人さんからのお申し出等の情報をいただいたところで、現状の規定では明らかになっていないんですけども、正直、言葉は適切かどうかわからないんですけど、余り参加できない状況のまま手当や報酬もございまして、こういった組織法等では規定があることを御説明した中で、御本人さんにも理解していただいた上で退団に至ったというのが経緯でございます。

◎委員（木村冬樹君） 済みません。過去の例で、そうやって途中で退団した場合は、欠員状態でそのまま年度末まで過ごしたという、そういうふうなことでよろしかったでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 近いところではそのようにさせていただきました。

◎委員長（堀 巖君） ほか、質疑はないですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（堀 巖君） なければ、ちょっと委員長から、さっきの外国人の関係で確認したいんですけども、聞いていま一つ理解ができない。警察官は身分的には県職員だったり都の職員だったりするわけですよ。それでやっぱり法令等、条例も含めて、どこかで国籍条項の欠格条項というのがある、今の現状として外国人の警察官がいないというふうに思うんです。地方公務員の場合は外国人の方がいますよね。嘱託職員とかでも。

[発言する者あり]

◎委員長（堀 巖君） いない。それはやっぱり、それぞれの法律でちゃんと定まっていっていないのか、さっきの消防組織法、それに伴う準則というところに、その欠格条項のことは外国人のことは入っていないですよ。入っていないにもかかわらず、今現状、岩倉市はそういう外国人を任用していないのは、さっきの公権力の行使のおそれがあるので、あえて区長さんにはそういう説明をして、外国人の方は御遠慮いただくというような運用をしているという解釈でよろしいのでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今、委員長からありました消防職員以外の地方公務員との関係なんですけれども、過去をさかのぼれば消防に限らず国家公務員、地方公務員ともに、一般職におきましては、将来幹部への登用を見据えた中で、公の意思決定をすることはふさわしくないという国の見解が示されて、それを厳しく運用してきたというのがありますけれども、いずれの時期におきましても、明文化されたものはなかったというふうに解釈しております。したがって、消防についても同じなんですけれども、ただ、現状の運用のところでは、消防が果たすべき任務の中にも災害現場での立ち入り制限とかという部分で公権力の行使という部分が伴いますので、門戸を広げている自治体におきましても、対象を消防職員は除いているというのがあるというふうに情報としては確認しております。

◎委員長（堀 巖君） 総務部長、補足はないですか。

◎総務部長（山田日出雄君） 原則、地方公務員については国籍条項がないというところがございます。基本的にですね。基本的にということはないですね。地方公務員法ではないです。ですので、今の消防のほうから話がありましたように、いわゆる公権力の行使とか意思決定、機関の意思決定にかかわる部分には、ただし外国人、外国籍の方たちについてはつけないというんですかね、そうした文言が通知か何かだと思んですが、随分昔のそれがあって、それがずっときています。ですので、先ほど委員長もお話されましたけれども、基本的に、例えば嘱託あるいは一般職でも別に外国籍の方は認められます。ただし、最初に例えばよく例で出されるのは、例えば課長職ぐらいですね、意思決定という。そうしたところにはつけることができないみたいな話が運用上の中であって、それに基づいてこれまで来ているというのが実情だと思います。

◎委員長（堀 巖君） ありがとうございます。

ほか、質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。

います。

議員間討議はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 省略という声が上がりました。

議員間討議を省略いたします。

討論はいかがいたしましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 討論も省略いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第66号「岩倉市消防団条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 異議なしと認めます。

以上で総務・産業建設常任委員会を散会いたします。

ごめんなさい、閉会中の継続審査がありました。

今、資料を配付いたしますので、暫時休憩します。

〔資料配付〕

◎委員長（堀 巖君） 行き渡りましたでしょうか。

その前に、今の委員長発言で訂正をお願いします。

全て議了いたしましたと言いましたけれども、議案第58号を除き議了いたしましたということで訂正をいたしたいと思っております。

それでは、お手元に配付いたしましたとおりに継続審査の申し出をすることにしたいと思っておりますが、御意見等ありましたらよろしくをお願いします。

◎委員（伊藤隆信君） (4)の春日部……。

◎副委員長（鬼頭博和君） (4)と(5)は同じ春日部のところです。

◎委員長（堀 巖君） では、ほかに御意見、御異議もないようですので、この継続審査のとおり申し出するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） 御異議なしと認めます。
以上で総務・産業建設常任委員会を散会いたします。